

(仮訳)

2020年7月1日

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が グローバルな金利指標改革にもたらす影響に関するステートメント

金融安定理事会（FSB）は、これまで、新型コロナウイルス感染症がグローバルな金利指標移行にもたらす影響について議論してきた。FSB傘下の公的部門グループ（Official Sector Steering Group）では、その推移を注視しており、企業の移行計画には継続可能なものがある一方、一時的に混乱や遅延が生じうるものがあることを認識している。FSBは、すべての法域における金融セクター・非金融セクターの企業が、適切な場合にはIBORs（銀行間取引金利）への依存を低減し、とりわけ2021年末までにLIBOR（ロンドン銀行間取引金利）への残された依存を取り除くために、リスク・フリー・レート（RFR）のより広範な利用に向けた取り組みを継続すべきとの考えを維持している。

LIBORからの移行は、引き続き、グローバルな金融システムを強化する不可欠な作業である。新型コロナウイルス感染症は、LIBOR算出の裏付けとなる市場がもはや十分に活発ではないことを明らかにした。さらに、これらの市場は銀行による資金調達の主たる市場ではない。3月にみられた、最も広範に用いられているLIBOR金利の上昇は、LIBORを参照する金利を用いて調達を行っている主体の調達コストに対する上昇圧力となった。これらの借手は、中央銀行が政策金利を引き下げた法域では、これにより、利下げ効果の大部分が相殺された。

各国の検討体は、グローバルな協調を確実にするため、適切な場合には、移行計画における中間目標の見直しについて協調している。金融機関およびその他の企業は、引き続き、移行計画が2021年末より前にLIBORの代替指標に移行できるようにするものであることを確保するべきである。

LIBORからの移行はG20の優先課題であり、2020年2月のG20共同声明は、FSBに対し、2020年7月までに指標の移行に関する残された課題を特定するとともに、それらに対処する方法を模索することを求めている。FSBは、これらの課題に関する報告書を今月中に公表する。FSBメンバーは、他の基準設定主体や国際機関と協働し、引き続き進捗状況を注視していく。